

高知市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発行する広報物及び印刷物並びに市が所有する資産等(以下「資産等」と総称する。)を広告媒体として活用し、民間企業等の広告(以下「広告」という。)を掲載(掲出等を含む。以下同じ。)することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

広告媒体 次の資産等のうち、広告の掲載(以下「広告掲載」という。)をしようとするものをいう。

ア 市の広報紙及び市が使用する封筒その他の印刷物

イ 市が管理するホームページ

ウ 市の所有に属する不動産

エ その他広告媒体として市長が適当と認めたもの

広告主 第4条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた者

(広告媒体の規格等)

第3条 市長は、広告媒体について、次に掲げる事項を定めるものとする。

広告の規格及び数量

広告掲載の場所又は位置

広告掲載の申込み及びその選定方法

広告掲載の時期、期間又は回数

前号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

(広告掲載の募集及び決定)

第4条 市長は、広告媒体ごとに定める募集要領等に従って広告掲載をしようとする者の募集及び決定並びに掲載する広告の内容の審査を行うものとする。

2 市長は、前項の募集及び決定並びに審査を行うに当たり、必要があると認めるときは、高知市広告審査委員会設置要綱(平成20年5月21日制定)第1条に規定する高知市広告審査委員会に諮るものとする。

(広告掲載の範囲)

第5条 広告媒体に掲載する広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

政治性のあるもの又は選挙に係るもの

宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

社会問題についての主義主張

個人又は法人の名刺広告

美観風致を害するおそれがあるもの

内容又は責任の所在が不明確なもの

虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

前各号に掲げるもののほか、市長が広告として不適当であると認めるもの

(広告主の制限)

第6条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴

力団その他反社会的団体の構成員及び当該構成員が役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）を務める法人は，広告主となることができない。

（広告料等）

第7条 広告掲載に係る料金（以下「広告料」という。）の額は，広告媒体ごとに市長が別に定める。ただし，条例等に定めがある場合及び入札等の方法により広告主を募集する場合は，この限りでない。

2 広告に係る費用は，広告主が負担しなければならない。ただし，市長が認める特別の事情がある場合は，この限りでない。

（広告主の責務）

第8条 広告主は，広告の内容その他広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は，広告掲載の権利を譲渡し，又は転貸してはならない。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，この限りでない。

（広告掲載の決定の取消し）

第9条 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，広告掲載の決定を取り消すことができる。

広告主が指定期日までに広告料を納入しなかったとき。

市の行政運営において支障があると認めるとき。

第5条各号に掲げる要件又は第6条の規定に該当することが判明したとき。

前3号に掲げるもののほか，市長が特に必要があると認めるとき。

（広告を掲載した物品等の受入れ）

第10条 市長は，広告が掲載された物品等の寄贈の申入れがあった場合において，当該広告の内容が第5条各号に掲げる要件又は第6条の規定に該当しないと認められるときは，当該寄贈を受けることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成20年5月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は，平成24年3月8日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の高知市広告掲載要綱の規定は，この要綱の施行の日以後に募集を行うものから適用し，同日前に募集を行ったものについては，なお従前の例による。